

不利益処分一覽表 (福島県警察)

令和5年9月27日

法令名	頁	条項名	処分の概要	行政庁		処分基準
				原権者	委任先	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (風俗営業等適正化法) [C23-122]	A-1	3-2	風俗営業の許可の条件の付加及び変更	21	21	イ
	A-2	8	風俗営業の許可の取消し	21	21	○
	A-3	10の2-6	特例風俗営業者の認定の取消し	21	21	ア
	A-4	25	風俗営業者に対する指示	21	21	○
	A-5	26-1	風俗営業の許可の取消し、停止命令	21	21	○
	A-6	-2	飲食店営業の停止命令	21	21	○
	A-7	29	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-8	30-1	店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21	21	○
	A-9	-2	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令	21	21	○
	A-10	-3	浴場業営業等の停止命令	21	21	○
	A-11	31の4-1	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-12	31の5-1	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21	21	○
	A-13	-2	受付所営業の廃止命令	21	21	○
	A-14	31の6-2①	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-15	②	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21	21	○
	A-16	③	受付所営業の廃止命令	21	21	○
	A-17	31の9-1	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-18	31の10	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	21	21	○
	A-19	31の11-2①	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-20	②	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	21	21	○
	A-21	31の14	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-22	①5-1	店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21	21	○
	A-23	①5-2	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令	21	21	○
	A-24	31の19-1	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-25	31の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21	21	○
	A-26	31の21-2①	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-27	②	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21	21	○
	A-28	31の23	特定遊興飲食店営業の許可の条件の付加及び変更	21	21	イ
	A-29	31の23	特定遊興飲食店営業の許可の取消し	21	21	○
	A-30	31の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し	21	21	ア
	A-31	31の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示	21	21	○
	A-32	31の25-1	特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令	21	21	○
	A-33	-2	飲食店営業の停止命令	21	21	○
	A-34	34-1	飲食店営業者に対する指示	21	21	○
	A-35	-2	飲食店営業の停止命令	21	21	○
	A-36	35	興行場営業の停止命令	21	21	○
	A-37	35の2	特定性風俗物品販売等営業の停止命令	21	21	○
	A-38	35の4-1	接客業務受託営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-39	-2	接客業務受託営業の停止命令	21	21	○
	A-40	35の4-4①	接客業務受託営業を営む者に対する指示	21	21	○
	A-41	-4②	接客業務受託営業の停止命令	21	21	○
	A-42	39-3	都道府県風俗環境浄化協会に対する改善命令	21	なし	イ
	A-43	-4	都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消し	21	なし	イ
古物営業法 [C24-108]	B-1	6	古物営業の許可の取消し	21	なし	○
	B-2	21	古物の差止め	22	なし	○
	B-3	21の7	古物に係る競りの中止	22	なし	○
	B-4	23	古物商等に対する指示	21	21	○
	B-5	24	古物営業の許可の取消し	21	なし	○
	B-6	24	古物営業の停止命令	21	21	○
質屋営業法 [C25-158]	C-1	23	質物等の差止	22	なし	○
	C-2	25-1	質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令	21	21	○
	C-3	-2	質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令	21	21	○

銃砲刀剣類所持等取締法 [C33-006]	D-1	4-2	銃砲等の許可の条件の付加及び変更	21	21	イ
	D-2	403-2	認知症に係る指定医の診断書の提出命令	21	21	○
	D-3	404-2	許可猟銃等に係る打刻命令	21	21	○
	D-4	404-3	許可クロスボウに係る表示措置命令	21	21	○
	D-5	8-7	銃砲等又は刀剣類の提出命令	21	21	○
	D-6	802-2	拳銃部品の提出命令	21	21	ア
	D-7	902-2	指定射撃場の指定の解除	21	21	○
	D-8	903-2	猟銃等射撃指導員の指定の解除	21	21	○
	D-9	90302-2	クロスボウ射撃指導員の指定の解除	21	21	○
	D-10	904-3	教習射撃指導員の解任の命令	21	21	○
	D-11	905-3	射撃教習を受ける資格の認定の取消し	21	21	○
	D-12	906-3	教習用備付け銃に係る打刻命令	21	21	○
	D-13	907-3	教習用備付け銃に関する措置命令	21	21	○
	D-14	908-1	教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書交付の禁止	21	21	○
	D-15	-2	教習射撃場の指定の解除	21	21	○
	D-16	-3	教習用備付け銃の提出命令	21	21	ア
	D-17	909-2	練習射撃指導員の解任の命令	21	21	○
	D-18	9010-3	射撃練習を行う資格の認定の取消し	21	21	○
	D-19	9011-2	練習用備付け銃に係る打刻命令	21	21	○
	D-20	-2	練習用備付け銃に関する措置命令	21	21	○
	D-21	9012-1	練習射撃場の指定の解除	21	21	○
	D-22	-2	練習用備付け銃の提出命令	21	21	ア
	D-23	9016-2	クロスボウ射撃資格の認定の取消し	21	21	○
	D-24	1006-6	保管に係る銃砲に関する措置命令	21	21	○
	D-25	1008-2	猟銃等保管業者に対する措置命令	21	21	○
	D-26	-3	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令	21	21	○
	D-27	100802-2	クロスボウ保管業者に対する措置命令	21	21	○
	D-28	-3	クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令	21	21	○
	D-29	1009-1	所持許可を受けた者に対する指示	21	21	○
	D-30	1009-2	年少射撃資格者に対する指示	21	21	○
	D-31	11-1	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	21	21	○
	D-32	-2	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	21	21	○
	D-33	-3	銃砲等の所持許可の取消し	21	21	○
	D-34	-4	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し	21	21	○
	D-35	-5	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し	21	21	○
	D-36	-6	猟銃等射撃指導員の空気銃の所持許可の取消し	21	21	○
	D-37	-7	クロスボウ射撃指導員の許可の取消し	21	21	○
	D-38	-8	取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令	21	21	○
	D-39	-9	取消し後の銃砲等又は刀剣類の提出命令	21	21	ア
	D-40	1102-1	取消し前の拳銃部品の提出命令	21	21	ア
	D-41	-3	取消し後の拳銃部品の提出命令	21	21	ア
	D-42	1103-1	年少射撃資格の認定の取消し	21	21	○
	D-43	1103-2	年少射撃資格の認定の取消し	21	21	○
	D-44	1203	調査のための受診命令	21	21	○
	D-45	1303-1	調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令	21	21	○
	D-46	1303-3	調査を行う間における拳銃部品の提出命令	21	21	ア
	D-47	25-1	本邦上陸者の銃砲等の提出命令	22	なし	ア
	D-48	27-1	銃砲等又は刀剣類の提出命令	21	21	○
道路交通法 [C35-105]	E-1	2202-1	最高速度違反行為に係る指示	21	21	○
	E-2	51-15	違法駐車車両に係る移動等負担金の納付命令	22	22, 29	ア
	E-3	-16	違法駐車車両に係る移動等負担金の督促	22	22, 29	ア
	E-4	-21	積載物に係る負担金の納付命令	22	22, 29	ア
	E-5	-21	積載物に係る負担金の督促	22	22, 29	ア
	E-6	5103-3	指定車両移動保管機関の指定の取消し	21	なし	イ
	E-7	-7	違法駐車車両に係る移動等負担金の督促	21	なし	ア
	E-8	5104-4	放置違反金の納付命令	21	21	○
	E-9	5109	登録法人に対する適合命令	21	なし	○
	E-10	51010	確認事務受託対象法人の登録の取消し	21	なし	○
	E-11	51013-2	駐車監視員資格者証の返納命令	21	21	○

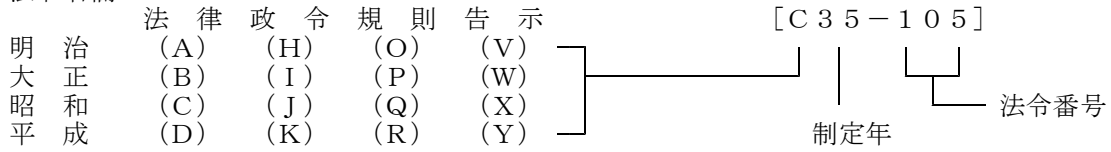
E-12	5804	過積載車両に係る指示	2 1	2 1	○
E-13	5805-2	過積載車両の運転の要求等の禁止の措置命令	2 2	22, 29	イ
E-14	6602-1	過労運転車両に係る指示	2 1	2 1	○
E-15	7202-3	損壊物等に係る移動等負担金の納付命令	2 2	22, 29	ア
E-16	-3	損壊物等に係る移動等負担金の督促	2 2	22, 29	ア
E-17	7402-6	安全運転管理者等の解任命令	2 1	2 1	イ
E-18	75-2	自動車の使用制限命令	2 1	2 1	○
E-19	75の2-1	自動車の使用制限命令	2 1	2 1	○
E-20	75の2-2	車両の使用制限命令	2 1	2 1	○
E-21	7508-2	違法駐車車両に係る移動等負担金の納付命令	2 2	22, 29	ア
E-22	-2	違法駐車車両に係る移動等負担金の督促	2 2	22, 29	ア
E-23	-2	積載物に係る負担金の納付命令	2 2	22, 29	ア
E-24	-2	積載物に係る負担金の督促	2 2	22, 29	ア
EF-1	75の26-1	特定自動運行実施者に対する指示	2 1	2 1	○
EF-2	75の27-1	特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止	2 1	2 1	○
E-25	77-4	道路使用許可の条件の変更・付加	2 2	22, 29	○
E-26	-5	道路使用許可の停止又は取消し	2 2	22, 29	○
E-27	81-1	違法工作物等に係る措置命令	2 2	22, 29	イ
E-28	-8	違法工作物等に係る除去等負担金の納付命令	2 2	22, 29	ア
E-29	-9	違法工作物等に係る除去等負担金の督促	2 2	22, 29	ア
E-30	8102-1	転落積載物等に係る措置命令	2 2	22, 29	イ
E-31	-3	転落積載物等に係る除去等負担金の納付命令	2 2	22, 29	ア
E-32	-3	転落積載物等に係る除去等負担金の督促	2 2	22, 29	ア
E-33	82-1	沿道工作物等に係る措置命令	2 2	22, 29	イ
E-34	-3	沿道工作物等に係る除去等負担金の納付命令	2 2	22, 29	ア
E-35	-3	沿道工作物等に係る除去等負担金の督促	2 2	22, 29	ア
E-36	83-3	工作物等に係る除去等負担金の納付命令	2 2	22, 29	ア
E-37	-3	工作物等に係る除去等負担金の督促	2 2	22, 29	ア
E-38	90-5	運転免許の取消し、効力の停止	2 1	21, 22	○
E-39	-6	運転免許の取消し	2 1	2 1	○
E-40	-9	免許を受けることができない期間の指定	2 1	2 1	○
E-41	-10	免許を受けることができない期間の指定	2 1	2 1	○
E-42	91	免許付与後の免許の条件の付加及び変更	2 1	2 1	○
E-43	9703-1	運転免許試験の停止、合格決定の取消し	2 1	2 1	イ
E-44	-3	運転免許試験の受験禁止	2 1	2 1	イ
E-45	9902-5	技能検定員資格者証の返納命令	2 1	2 1	イ
E-46	9903-5	教習指導員資格者証の返納命令	2 1	2 1	イ
E-47	9907-1	指定教習所に対する適合命令	2 1	2 1	イ
E-48	-2	指定教習所に対する監督命令	2 1	2 1	イ
E-49	100-1	指定教の指定取消し、証明書発行禁止	2 1	2 1	イ
E-50	-2	指定教の指定取消し、証明書発行禁止の延長	2 1	2 1	イ
E-51	103-1	運転免許の取消し、効力の停止	2 1	21, 22	○
E-52	-2	運転免許の取消し	2 1	2 1	○
E-53	-4	運転免許の取消し、効力の停止	2 1	21, 22	○
E-54	-7	免許を受けることができない期間の指定	2 1	2 1	○
E-55	-8	免許を受けることができない期間の指定	2 1	2 1	○
E-56	10302-1	運転免許の効力の仮停止	2 2	22, 29	ア
E-57	1040202-2	再試験の不受験による免許の取消し	2 1	2 1	ア
E-58	-4	再試験の不受験による免許の取消し	2 1	2 1	ア
E-59	1040203-1	運転免許の効力の停止	2 1	21, 22	○
E-60	1040203-3	運転免許の取消し、効力の停止	2 1	21, 22	○
E-61	10602-1	仮免許の取消し	2 1	21, 22	ア
E-62	-2	仮免許の取消し	2 1	21, 22	ア
E-63	10705-1	自動車等の運転禁止	2 1	2 1	○
E-64	-2	自動車等の運転禁止	2 1	2 1	○
E-65	-9	自動車等の運転禁止	2 1	2 1	○
E-66	-10	自動車等の運転の仮禁止	2 2	22, 29	ア
EF-3	1080305-1	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令	2 1	2 1	○
EF-4	1080305-2	自転車運転者講習の受講命令	2 1	2 1	○
E-67	10805-3	運転適性指導員等の解任命令	2 1	2 1	イ

	E-68	108の11-1	指定講習機関の指定の取消し	2 1	2 1	ア
	E-69	-2	指定講習機関の指定の取消し	2 1	2 1	ア
	E-70	108の31-3	都道府県センターに対する措置命令	2 1	なし	イ
	E-71	-4	都道府県センターの指定の取消し	2 1	なし	ア
	E-72	108の32の2 -5	運転免許取得者教育の認定の取消し	2 1	2 1	○
自動車の保管場所の確保等に関する法律 (保管場所法) [C37-145]	F- 1	9-1	自動車の運行供用制限	2 1	2 1	○
警備業法 [C 4 7 - 1 1 7]	G- 1	8	警備業の認定の取消し	2 1	2 1	○
	G- 2	22-7	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令	2 1	2 1	○
	G- 3	23-5	合格証明書の返納命令	2 1	2 1	○
	G- 4	42-3	機械警備業務管理者資格者証の返納命令	2 1	2 1	○
	G- 5	48	警備業者に対する指示	2 1	2 1	○
	G- 6	49-1	警備業務に係る営業の停止命令	2 1	2 1	○
	G- 7	-2	営業の廃止命令	2 1	2 1	○
	G- 8	23-5	合格証明書の返納命令	2 1	2 1	○
	G- 9	42-3	機械警備業務管理者資格者証の返納命令	2 1	2 1	○
	G-10	48	警備業者に対する指示	2 1	2 1	○
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 [C 5 5 - 0 3 6]	GH- 1	23-5	犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令	2 1	なし	イ
	GH- 2	-6	犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し	2 1	なし	ア
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団対策法) [D 0 3 - 0 7 7]	H- 1	12の4-2	準暴力的要求行為の要求行為の相手方に対する指示	2 1	21, 22	ア
	H- 2	32の3-5	都道府県センターに対する改善命令	2 1	なし	イ
	H- 3	-6	都道府県センターの指定の取消し	2 1	なし	ア
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 [D 1 3 - 0 5 7]	HI-1	7-1	自動車運転代行業の認定の取消し	2 1	2 1	○
	HI-2	19-1	最高速度違反行為に係る指示	2 1	2 1	○
	HI-3	19-1	過積載車両に係る指示	2 1	2 1	○
	HI-4	19-1	過労運転車両に係る指示	2 1	2 1	○
	HI-5	19-1	自動車の使用制限命令	2 1	2 1	○
	HI-6	19-1	自動車の使用制限命令	2 1	2 1	○
	HI-7	19-1	車両の使用制限命令	2 1	2 1	○
	HI-8	22-1	自動車運転代行業者に対する指示	2 1	2 1	○
	HI-9	23-1	自動車運転代行業者に対する営業の停止命令	2 1	2 1	○
	HI-10	24-1	自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令	2 1	2 1	○
	HI-11	25-2-1	自動車運転代行業者に対する指示	2 1	2 1	○
	HI-12	25-2-2	自動車運転代行業者に対する営業の停止命令	2 1	2 1	○
	HI-13	25-2-3	自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令	2 1	2 1	○
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 [D 1 5 - 0 8 3]	HIJ-1	13	インターネット異性紹介事業者に対する指示	2 1	2 1	○
	HIJ-2	14-1	インターネット異性紹介事業の停止命令	2 1	2 1	○
	HIJ-3	14-2	インターネット異性紹介事業の廃止命令	2 1	2 1	○
	HIJ-4	15-2①	インターネット異性紹介事業者に対する指示	2 1	2 1	○
	HIJ-5	15-2②	インターネット異性紹介事業の停止命令	2 1	2 1	○
探偵業の業務の適正化に関する法律 [D 1 8 - 0 6 0]	HJ-1	14	探偵業者に対する指示	2 1	2 1	○
	HJ-2	15-1	探偵業の停止命令	2 1	2 1	○
	HJ-3	-2	探偵業の廃止命令	2 1	2 1	○
遺失物法 [D 1 8 - 0 7 3]	HK-1	26-1	施設占有者に対する指示	2 1	2 1	○
	HK-2	26-2	特例施設占有者に対する指示	2 1	2 1	○
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(届出教習所課程指定規則) [R06-001]	I- 1	8-1	指定教習課程の指定の取消し	2 1	なし	ア

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（自転車防犯登録規則） 〔R06-012〕	J-1	9	指定法人の指定の取消し	21	なし	○
古物営業法施行規則 〔R07-010〕	JK-1	19の10-1	認定古物競りあつせん業者に係る認定の取消し	21	21	○
	JK-2	19の14-1	認定外国古物競りあつせん業者に係る認定の取消し	21	21	○
	JK-3	29	盗品売買等防止団体に係る承認の取消し	21	21	○
遺失物施行規則 〔R19-006〕	JL-1	30-1	特例施設占有者の指定の取消	21	なし	○
行商従業者証等の様式の承認に関する規程〔Y07-007〕	K-1	7	行商従業者証等の様式の承認の取消し	21	21	○
民法 〔A29-089〕	L-1	67-2	公益法人に対する監督上必要な命令	10	10,20	エ
	L-2	71	公益法人に対する設立許可の取消し	10	10,20	エ
民法施行法〔A31-011〕	M-1	23-1	公益法人に対する解散命令	10	10,20	エ
信託法 〔B11-062〕	N-1	69-1	公益信託事務の処理に係る必要な処分命令	10	10,20	エ
	N-2	72	公益信託の受託者の解任	10	10,20	エ
火薬類取締法 〔C25-149〕	0-1	17-3	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し	21	21	○
	0-2	19-2	火薬類の運搬方法等の指示	21	21	イ
	0-3	25-3	猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し	21	21	○
	0-4	45	火薬類の運搬等に関する緊急措置	21	21	エ
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法） 〔C32-166〕	P-1	59-6	核燃料物質等の運搬方法の指示	21	なし	イ
放射性同位元素等の規制に関する法律 〔C32-167〕	Q-1	18-6	放射性同位元素等の運搬方法の指示	21	なし	イ
災害対策基本法〔C36-223〕	R-1	59-2	災害の拡大防止措置の指示	22	なし	イ
大規模地震対策特別措置法 〔C53-073〕	S-1	23-5	地震防災応急対策の実施等の指示	22	なし	イ
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（時短促進法） 〔D04-090〕	T-1	9-2	労働時間短縮実施計画の承認の取消し等	10	10,20	エ
	T-2	10-5	労働時間短縮実施計画の承認の取消し等	10	10,20	エ
	T-3	12-2	労働時間短縮実施計画の承認の取消し	10	10,20	エ
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法） 〔D07-065〕	U-1	17-2	特定物質の運搬方法の指示	21	なし	イ

【凡例】

1 法令名欄



(注) 規則とは、総理府令、省令及び国家公安委員会規則をいう。

2 条項名欄

(条) (項) (号)
算用数字 —— 算用数字 ○つき数字

(例) 第 2 5 条第 2 項第 1 号 → 2 5 - 2 ①

3 行政庁欄

(区分)	(記入する数字)	(警察所管法令等に係る権限者の例)
国 の 機 関	「1 0」	内閣総理大臣、国家公安委員会
都道府県の機関	「2 0」	都道府県知事
〃	「2 1」	都道府県公安委員会
〃	「2 2」	警察署長、警察本部長等
〃	「2 9」	高速道路交通警察隊長等

4 適用除外欄

適用除外となる処分に係る行政手続法上の根拠条項を示した。

5 処分基準欄

	記 号
ア 処分基準を定めるもの -----	○
イ 処分基準を定めないもの -----	
(理由)	
(ア) 判断基準が「法の定め」に尽くされている処分であるから。 -----	ア
(イ) 処分等の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることが困難であると認められるものであるから。 -----	イ
(ウ) 全国又は都道府県に1を限って指定(許可)される法人に関する処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。 -----	ウ
(エ) 処分の先例がなく、処分基準を具体化することが困難であるから。 -----	エ
(オ) 処分が稀であり、処分基準を具体化することが困難であるから。 -----	オ
ウ 処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれがあるため、当該基準を公にしないこととするもの。 -----	カ